別　紙

2025日台観光サミットin鳥取実施計画策定・開催支援業務委託に係る

公募型プロポーザル参加資格確認書兼参加申込書

＜送付先＞

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局国際観光課　宛て

記

１ 参加者

　　　住　所

　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　（法人・団体にあっては、名称及び代表者の氏名。押印又は署名をお願いします。）

　　　担当者名

　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日中連絡可能な番号をご記載ください）

　　　電子メール　　　　　　　　　　　　＠

２ 確認事項（以下の要件にすべて合致すること）

|  |
| --- |
| 項目（該当する箇所にチェックを入れてください） |
| 1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない。
 | □ |
| 1. 令和３年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「運送・旅客業」の「旅行代理及び旅客業」に登録されている。
 | □ |
| 1. 本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない。なお、本件業務の企画提案書提出期限までに指名停止措置を受けた場合には、このプロポーザルへの参加資格を無効とされても異議を申し立てない。
 | □ |
| ④ 本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではない。なお、本件業務の企画提案書提出期限までに更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てが行われた場合には、このプロポーザルへの参加資格を無効とされても異議を申し立てない。 | □ |
| ⑤ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している。 | □ |
| ⑥ 本件調達の公告日から起算して過去10年間（平成26年度以降）に、国または地方公共団体のいずれかから受託した類似業務を行った実績を有する。（類似の業務とは、ランドオペレーション業務を伴うイベント運営等を指す。）※実績を有していることがわかる書類を添付すること。 | □ |
| ⑦ 共同企業体等複数者から成る組織の場合は当該共同企業体の構成員が法人格を有し、上記①③④の条件を全て満たしていること。また、共同企業体の構成員のうち、いずれかの者が上記②⑤⑥の条件を満たしていること。　なお、共同企業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同企業体の構成員になることはできず、また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。 | □ |

備考

提出書類の記載事項について虚偽の記載をした者に対しては、指名停止を行うことがあります。

提出期限　令和６年１１月６日（水）午後５時１５分まで